

呉市発注工事における主任技術者等の適正配置及び
兼務に関する確認方法の改定について

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者並びに現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の適正配置について、令和5年4月1日から「呉市発注工事における主任技術者等の適正配置について」のとおり取り扱います。

これに伴い、主任技術者等の兼務に関する様式を次のとおり改定します。

1 主任技術者等の配置及び兼務要件の改定内容

現場代理人の兼務要件について、工事現場間の距離要件を廃止し、代わりに発注者との適正な連絡体制の確保を要件とし、金額要件は請負代金額（税込）500万円未満から4,000万円未満に改定します。

【改定前】

[]内の金額は、建築一式工事を示す

主任技術者		現場代理人	
設計金額（税込）	兼務制限	請負代金額（税込）	兼務制限
9,000万円以上	兼務不可	9,000万円以上	兼務不可
9,000万円未満 4,000万円以上 [8,000万円以上]	兼務不可 【災害緩和措置あり】	9,000万円未満 4,000万円以上 [8,000万円以上]	兼務不可 【災害緩和措置あり】
4,000万円未満 [8,000万円未満]	3件以内 【災害緩和措置あり】	4,000万円未満 [8,000万円未満] 500万円以上	兼務不可 【災害緩和措置あり】
		500万円未満	3件以内 ※要件あり 【災害緩和措置あり】

※現場代理人の兼務要件

- 1 請負代金額が500万円未満であること
- 2 兼務する工事が呉市又は広島県の発注であること
- 3 兼務する工事のすべての工事現場間が直線距離で5kmであること
- 4 兼務する工事が広島県発注工事である場合は広島県の承認を証する書面の写しを提出できること
- 5 受注者は工事担当課へ申請の上、兼務の承認を受けていること
- 6 工事担当課は兼務承認の適否を決定し受注者に通知すること
- 7 兼務承認された工事の受注者は工事管理状況報告書を監督員に毎週報告すること

【改定後】

[]内の金額は、建築一式工事を示す

主任技術者		現場代理人	
設計金額（税込）	兼務制限	請負代金額（税込）	兼務制限
9,000万円以上	兼務不可	9,000万円以上	兼務不可
9,000万円未満 4,000万円以上 [8,000万円以上]	兼務不可 【災害緩和措置あり】	9,000万円未満 4,000万円以上 [8,000万円以上]	兼務不可 【災害緩和措置あり】
4,000万円未満 [8,000万円未満]	3件以内 【災害緩和措置あり】	4,000万円未満 [8,000万円未満]	3件以内 ※要件あり 【災害緩和措置あり】

※現場代理人の兼務要件

- 1 携帯電話等で常に連絡が取れるなど発注者との連絡体制の確保及び適切な対応が可能なこと
- 2 呉市内の公共工事の請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること
- 3 兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は兼務する工事の発注者の承認を証する書面の写しを提出できること

2 主任技術者等の兼務に関する様式

「誓約書」「現場代理人の兼務について（申請）/（承認）」「工事管理情報報告書」を廃止し、「**現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届**」に兼務工事を記載する届出に改定します。

兼務工事がある場合は、「4 現場代理人，主任技術者等の兼務工事」の欄に必要事項を記載してください。

また，兼務する工事が呉市発注工事以外の場合は，兼務する工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付してください。

3 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」について

工事開始日※以降14日以内に，改定後の「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」を工事担当課へ提出してください。

配置する主任技術者等については，受注者との雇用関係が確認できるもの，並びに当該工事に必要となる資格者証等を添付してください。ただし，入札の事前・事後審査等であらかじめ提出している場合は，添付を不要とします。

※工事開始日とは，工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

4 適用

令和5年4月1日適用